

対中直接投資の構造変化—租税回避の視点から—

宇都宮 浩一*

要旨

対中直接投資の現状について、2000年から2006年の地域別変化を分析した結果、先進国ではなく、ケイマン諸島・英領ヴァージン諸島・モーリシャスなどの小国・地域が対中直接投資の主要な投資元になっており、その1件当り・1社当り規模が大きいことがわかった。これらはタックス・ヘイブンと呼ばれており、発展戦略として軽課税を採用している開発途上国・地域を指す。OECD租税委員会を中心とした国際機関において「税の有害な競争」を誘発・促進するため規制されるべきであるという考えから、2000年に対象リストが提出され、規制の機運が高まったが、先進国や多国籍企業の反対にあって後退し、2002年ごろには有名無実化していた。

このような背景の下で、改革開放とWTO加盟によって国際経済に包摂されつつある中国への直接投資は、タックス・ヘイブンを経由したものが主流となっている。その背景としては、これまで生産コスト低減・市場獲得目的であった多国籍企業の対中直接投資に構造変化が生じており、世界規模での利益確保と、利益水準に直結する税務コストの低減・回避を念頭に置いたタックス・プランニングの採用を指摘することができる。これを可能にしたのが、中国とタックス・ヘイブンの租税条約、およびタックス・ヘイブン対策税制の不備であり、投資者は課税されることなくタックス・ヘイブンに利益をプールすることができた。中国商務部が公表した統計によれば、主要タックス・ヘイブンを利用しているのは主として香港であり、その香港を利用しているのは、中国のほか、英領ヴァージン諸島、オランダ、バミューダなどのタックス・ヘイブンであった。また、台湾はタックス・ヘイブンの3割を利用するに止まっている。これに対し、中国では、2008年1月施行の新企業所得税において、タックス・ヘイブン対策税制が導入された。中国の企業所得税率である25%の半分、12.5%以下の税率を課す国・地域にある中国支配企業の利益は、中国企業と合算される。このため、今後は対中直接投資で利用されるタックス・ヘイブンに峻別が起きる可能性がある。

キーワード: 国際税制, 中国, 直接投資, タックス・ヘイブン, タックス・プランニング

* 愛知大学国際中国学研究センター(ICCS)研究員。なお、本稿は中国経営管理学会第9回全国大会で行った報告内容を加筆・修正したものである。学会では、福山大学の久保勲先生をはじめ有益なご指摘を多く頂いた。この場を借りて感謝したい。

はじめに

改革開放政策以降、対中直接投資¹の中心を担ったのは、先進資本主義国の多国籍企業と、世界中で事業活動を行っている華僑・華人であった。華僑・華人は、改革開放政策に転換して以降主として縁故者や出身地などの関係を通じて対中直接投資を積極化した。その窓口として香港が利用されてきており、現在でもそのようにいわれている²。しかし、WTO加盟を経て世界中の投資を引き付けるようになった現在の中国においては、誰が直接投資を行っているのか、その実態が見えにくくなっている。

多国籍企業の行動原理は世界規模での利潤最大化である。どこで生産活動を行ってコストを圧縮し、どのような市場アクセスを用意し、どの市場で販売して利益を獲得し、どこでその利益を留保するのか、という一連のスキームが重要となっている。これに関わって、最終的な利益水準に直接影響を及ぼす税務戦略は、近年の課税当局による更正処分の大規模化と相まってその重要性を増しており、リスクを軽減しつつグループ全体の税引き後利益を最大化するためのタックス・プランニングが、経営戦略の一環として考慮されるようになってきた。

このような背景の下で、対中直接投資の主要相手国・地域にタックス・ヘイブン³として有名な国や地域が頻出している。この点は、従来 OECD などでも指摘されているが⁴、中国と距離的に近い香港やシンガポールに加え、近年はカリブ海やアフリカ、太平洋島嶼部など、世界中のタックス・ヘイブンが利用されはじめてきている。

本稿では、まず対中直接投資の現状について、中国政府が公表している統計からその

全体像を俯瞰し、とくにタックス・ヘイブンの対中直接投資に占める位置を確認する。また、タックス・ヘイブンを經由した対中直接投資が増えた背景として、それまで生産コスト低減・市場獲得目的であった多国籍企業の対中直接投資に構造変化が生じており、世界規模での利益確保と、利益水準に直結する税務コストの低減・回避を念頭に置いたタックス・プランニングが考慮されるようになった点を指摘し、タックス・ヘイブンを經由する事で得られるメリットについて、中国独特の仕組みを明らかにする。また、対中直接投資のタックス・ヘイブン利用動向について、OECD 租税委員会のタックス・ヘイブン政策の緩和と、中国の WTO 加盟によってタックス・ヘイブン経由の対中直接投資が定着しつつあるが、2008年1月施行の新企業所得税で導入されたタックス・ヘイブン対策税制により、今後は対中直接投資で利用されるタックス・ヘイブンに峻別が起きる可能性についても指摘する。

第1章 対中直接投資の現状

中国が外資を導入する目的は、資金導入、技術獲得、雇用創出、外貨獲得など多様であり、経済発展戦略と密接に関わっている。一方、対中直接投資を行う主体は、一般的には多国籍企業であり、国際競争を背景とした生産コストの圧縮や中国市場の開拓・獲得を目的としたものであった。

図 1-1 は 1983 年から 2006 年の対中直接投資総額の推移を示している。契約ベース投資額⁵は、企業の設立登記の際の総投資額を、実行ベース投資額は登録資本金のうち実際に払い込まれた部分(現金、現物出資や無形資産などの評価額)を集計したものである⁶。中国は改革開放以降に直接投資の受け入れ

を活発化したが、1989年の第二次天安門事件をはじめとする政治的混乱の影響などもあり、安定しなかった。しかし、1992年の鄧小平による「南巡講話」によって政策変動リスクが軽減されると、対中直接投資はその後急増し、その後の多種多様な優遇政策は、国際的な投資受け入れ競争を勝ち抜くための有効な手段となった。契約ベースの投資額は、アジア通貨危機などの影響を受けて一時的に低迷したが、WTO加盟後は増加傾向が顕著になっている。実行ベースの投資額は、この間着実に伸びている。

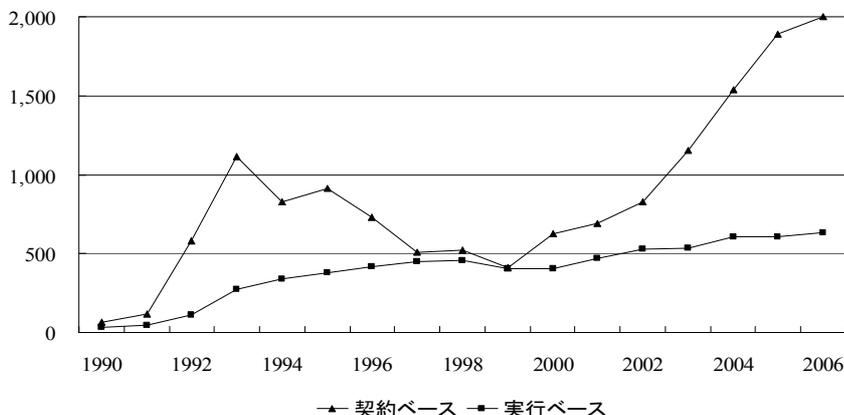
次に、対中直接投資の投資金額および件数と、投資金額を件数で除した1件当たり投資額について、国・地域別にみる。表1-2は、年間契約件数が多い上位10カ国・地域であるが、2006年は上位10カ国・地域で全体の86.0%を占めている。また、表1-3は年間の実行ベース投資金額であるが、こちらも上位6カ国・地域で同83.9%をしめている。しかし、表1-4の1件当たり投資額をみると、ケイマン諸島、英領ヴァージン諸島、モーリシャスなどのタックス・ヘイブンが上位にきており、その規模も大きく世界平均を上回っている。一方、件数や投

資金額で上位にいた香港は世界平均と同水準にとどまっており、台湾・韓国は世界平均を下回る水準であった。

次に、中国での登記状況⁷についてみる。表1-5は各国企業の中国での登記社数の累計であるが、2006年には上位10カ国・地域が全体の78.2%を占めている。また、表1-6は登録資本金額の累計で、同73.7%を占めている。しかし、登録資本金総額を登録社数で除した1社当たり登録資本金額を示した表1-7をみると、投資金額と同じくタックス・ヘイブンが軒並み上位に来ており、その規模も大きい傾向にある。一方、香港は世界平均とほぼ同水準に止まっており、また台湾は世界平均を大きく下回っている。

なお、契約件数は100件以上、登記数は100社以上の国・地域を集計対象としている。この基準以下の国・地域についても、1件当たり投資金額および1社当たり登録資本金額はタックス・ヘイブンの方がそれ以外の国・地域よりも規模が大きくなる傾向がみられた。タックス・ヘイブンの中国投資に占める世界シェアについては、第3章で詳しく述べる。

図1-1 対中直接投資の経年変化 (単位:億ドル)



出所) 中国統計年鑑各年版より作成

表 1-2 年間投資契約件数 (単位:件)

	2000		2003		2006	
	国・地域	件数	国・地域	件数	国・地域	件数
1	香港	7,199	香港	13,633	香港	15,496
2	台湾	3,108	韓国	4,920	韓国	4,262
3	米国	2,609	台湾	4,495	台湾	3,752
4	韓国	2,565	米国	4,060	米国	3,205
5	日本	1,614	日本	3,254	ヴァージン(英)	2,605
6	ヴァージン(英)	1,157	ヴァージン(英)	2,218	日本	2,590
7	シンガポール	622	シンガポール	1,144	シンガポール	1,189
8	カナダ	438	カナダ	901	カナダ	888
9	マカオ	433	オーストラリア	785	マカオ	868
10	オーストラリア	393	サモア	678	サモア	806
	世界計	22,347	世界計	41,081	世界計	41,473

出所) 中国対外経済統計年鑑, 中国貿易外経統計年鑑各年版より作成

表 1-3 実行ベース年間投資額 (単位:万ドル)

	2000		2003		2006	
	国・地域	投資額	国・地域	投資額	国・地域	投資額
1	香港	1,671,730	香港	1,770,010	香港	2,023,292
2	ヴァージン(英)	504,234	ヴァージン(英)	577,696	ヴァージン(英)	1,124,758
3	米国	443,322	日本	505,419	日本	459,806
4	日本	434,842	韓国	448,854	韓国	389,487
5	台湾	297,994	米国	419,851	米国	286,509
6	韓国	215,178	台湾	337,724	シンガポール	226,046
7	シンガポール	214,355	シンガポール	205,840	台湾	213,583
8	ドイツ	121,292	サモア	98,572	ケイマン(英)	209,546
9	ケイマン(英)	106,671	ケイマン(英)	86,604	ドイツ	197,871
10	英国	105,166	ドイツ	85,697	サモア	153,754
	世界計	4,687,759	世界計	5,350,467	世界計	6,302,053

出所) 表 1-2 に同じ

表 1-4 1 件当り投資額 (件数 100 件以上, 実行ベース, 単位: 万ドル)

	2000		2003		2006	
	国・地域	投資額	国・地域	投資額	国・地域	投資額
1	オランダ	760.9	ケイマン(英)	399.1	ケイマン(英)	506.1
2	ケイマン(英)	654.4	オランダ	383.9	ヴァージン(英)	431.8
3	ヴァージン(英)	435.8	ヴァージン(英)	260.5	モーリシャス	367.5
4	ドイツ	414.0	フランス	224.7	ドイツ	343.5
5	英国	402.9	モーリシャス	195.1	オランダ	321.0
6	フランス	388.7	ドイツ	190.0	サモア	190.8
7	サモア	379.9	シンガポール	179.9	シンガポール	190.1
8	シンガポール	344.6	英国	169.5	日本	177.5
9	日本	269.4	日本	155.3	スイス	159.9
10	香港	232.2	サモア	145.4	英国	157.2
参 考	米国	169.9	米国	103.4	米国	89.4
	香港	-	香港	129.8	香港	130.6
	台湾	95.9	台湾	75.1	台湾	56.9
	韓国	83.9	韓国	91.2	韓国	91.4
	日本	-	日本	-	日本	-
	世界平均	209.8	世界平均	130.2	世界平均	152.0

出所) 表 1-2 に同じ

表 1-5 年末登記社数

	2000		2003		2006	
	国・地域	登記数	国・地域	登記数	国・地域	登記数
1	香港	100,134	香港	93,081	香港	104,784
2	台湾	24,585	台湾	26,938	台湾	28,276
3	米国	18,283	米国	21,193	米国	24,419
4	日本	14,282	日本	18,136	日本	22,650
5	韓国	9,559	韓国	16,407	韓国	21,898
6	シンガポール	6,299	ヴァージン(英)	7,358	ヴァージン(英)	12,936
7	マカオ	3,911	シンガポール	6,693	シンガポール	8,192
8	ヴァージン(英)	2,811	カナダ	3,546	カナダ	4,801
9	カナダ	2,754	マカオ	3,233	マカオ	4,332
10	オーストラリア	2,447	オーストラリア	3,182	オーストラリア	3,715
	世界計	203,208	世界計	226,373	世界計	274,863

出所) 表 1-2 に同じ

表 1-6 年末登録資本金額 (単位:万ドル)

	2000		2003		2006	
	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額
1	香港	1,671,730	香港	1,770,010	香港	2,023,292
2	ヴァージン(英)	504,234	ヴァージン(英)	577,696	ヴァージン(英)	1,124,758
3	米国	443,322	日本	505,419	日本	459,806
4	日本	434,842	韓国	448,854	韓国	389,487
5	台湾	297,994	米国	419,851	米国	286,509
6	韓国	215,178	台湾	337,724	シンガポール	226,046
7	シンガポール	214,355	シンガポール	205,840	台湾	213,583
8	ドイツ	121,292	サモア	98,572	ケイマン(英)	209,546
9	ケイマン(英)	106,671	ケイマン(英)	86,604	ドイツ	197,871
10	英国	105,166	ドイツ	85,697	サモア	153,754
	世界計	4,687,759	世界計	5,350,467	世界計	6,302,053

出所)表 1-2 に同じ

表 1-7 1社当り登録資本金額 (登記数 100 社以上, 単位:万ドル)

	2000		2003		2006	
	国名	投資額	国名	投資額	国名	投資額
1	ケイマン(英)	1,411.1	バミューダ	1,446.6	バミューダ	1,854.7
2	バミューダ	1,192.4	ルーマニア	1,197.5	バルバドス	1,523.5
3	オランダ	885.9	ケイマン(英)	1,112.4	ケイマン(英)	1,165.2
4	モーリシャス	837.6	オランダ	1,032.7	オランダ	914.4
5	ヴァージン(英)	654.8	スイス	802.0	ヴァージン(英)	819.6
6	デンマーク	654.0	ヴァージン(英)	614.5	モーリシャス	791.6
7	ドイツ	603.1	ドイツ	607.6	スイス	620.9
8	スイス	590.4	フランス	550.2	バハマ	609.5
9	英国	550.6	デンマーク	535.0	ドイツ	573.6
10	フランス	469.0	英国	526.2	フランス	567.5
参 考	米国	251.1	米国	253.5	米国	291.4
	香港	232.7	香港	281.0	香港	355.8
	台湾	99.5	台湾	115.8	台湾	143.4
	韓国	140.9	韓国	132.2	韓国	167.3
	日本	260.2	日本	286.0	日本	309.1
	世界平均	238.2	世界平均	275.1	世界平均	344.3

出所)表 1-2 に同じ

第2章 タックス・ヘイブン

第1節 OECD 租税委員会 1998 年報告書

タックス・ヘイブンとは、広義に解すれば軽課税国を指すが、その定義は様々である。タックス・ヘイブンを定義する方法としては、個別の税制を検討してリスト化するネガティブ・リスト方式と、低税率や優遇措置など特定の基準を設けて判断する客観的基準方式⁸がある。

本稿では、タックス・ヘイブンについて1998年にOECD租税委員会で示された報告書”*HARMFUL TAX COMPETITION An Emerging Global Issue*”におけるタックス・ヘイブンの定義と、これを受けて作成された”*Towards Global Tax Co-operation; Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices*”のタックス・ヘイブン対象リストおよびOECD加盟国における有害税制リストを用いる。便宜上、表2-1のリストに記載された国・地域を「OECD タックス・ヘイブン」、表2-2のリストに記載された国を「OECD 有害税制」とし、双方を含む場合は「OECD リスト」とする。また、香港やシンガポールなどを含む広義のタックス・ヘイブンについては、「タックス・ヘイブン」と表記する。

OECD租税委員会は、国際間競争を阻害し、税の引き下げ競争を誘発する可能性のある各国・地域の税制について1996年から議論を行っており、1998年にタックス・ヘイブンおよびOECD加盟国の有害税制(Harmful Preferential Tax Regimes)の判定基準を整理した報告

書を公表した。この報告書では、タックス・ヘイブンの判定基準は以下のように定義された⁹。

下記1に該当し、かつ2から4のいずれかに該当する次の場合。

- 1 無税若しくは名目上の課税
(No or only nominal taxes)
- 2 有効な情報交換の欠如
(Lack of effective exchange of information)
- 3 透明性の欠如(Lack of transparency)
- 4 実質的活動がないこと
(No substantial activities)

また、OECD加盟国における有害税制の判定基準は以下のように定義された¹⁰。

下記1に該当し、かつ2から4のいずれかに該当する次の場合。

- 1 無税若しくは低税率
(No or low effective tax rates)
- 2 国内市場からの隔離
(“Ring-Fencing” of Regimes)
- 3 透明性の欠如(Lack of transparency)
- 4 有効な情報交換の欠如
(Lack of effective exchange of information)

この判定基準をもとに、タックス・ヘイブンに認定する国・地域のリストおよびOECD加盟国における有害税制リストが2000年に公表された。OECD租税委員会は、リスト・アップされた国・地域に対し、タックス・ヘイブンについては2005年末までに、有害税制については2003年6月までにその税制を是正するよう求めた。また、

OECD 加盟国や世界各国に対して、タックス・ヘイブン対策税制の導入や監視活動の強化、各課税当局間の連携など、リスト・アップされた国・地域への対策をとるよう促した。

表 2-1 OECD がタックス・ヘイブンと認定した国・地域リスト

有害税制除去表明国・地域(注1)	モーリシャス	英領ケイマン諸島
	バミューダ	サンマリノ
	キプロス	マルタ
タックス・ヘイブン	アンドラ(注2)	モルディヴ
	アンギラ	マーシャル諸島(注2)
	アンティグア・バーブーダ	モナコ(注2)
	アルバ	モンセラット
	バハマ	ナウル(注2)
	バハレーン	アンティルス
	バルバドス	ニウエ
	ベリーズ	パナマ
	英領ヴァージン諸島	サモア
	クック諸島	セイシェル
	ドミニカ	セント・ルシア
	ジブラルタル	セント・クリストファー・ネイヴィース
	グレナダ	セント・ビンセント及びグレナディーン諸島
	ガーンジー／サーク／オルダニー	トンガ
	マン島	タークス・カイコス諸島
	ジャージー	米領ヴァージン諸島
リベリア(注2)	ヴァヌアツ(注2)	
リヒテンシュタイン(注2)		

出所)注1：有害税制除去表明国・地域は、税制を改善することを表明した国・地域である。

注2：非協力的タックス・ヘイブンとされ、2005年未までに「透明性」「有効な情報交換」の実現を約束しなかった国・地域であり、2002年4月に公表されている。このうち、ヴァヌアツ共和国は2003年5月に、ナウル共和国は同年12月に改善を表明したため、除外された。

出所) OECD(2000)17,29 ページ, OECD(2004)11 ページ。

表 2-2 OECD が有害税制と認定した国・地域リスト

業種	国名	優遇措置
保険	オーストラリア	オフショア金融税制
	ベルギー	調整本部税制
	フィンランド	アランド キャプティブ保険税制
	イタリア	トリエステ 金融サービス・保険センター
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	ルクセンブルグ	再保険会社税制
	スウェーデン	外国損害保険会社税制
金融・リース	ベルギー	調整本部税制
	ハンガリー	ベンチャーキャピタル会社税制
	ハンガリー	国外活動会社優遇税制
	アイスランド	国際貿易会社税制
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	アイルランド	シャノン空港区域
	イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター
	ルクセンブルグ	金融支店税制
	オランダ	リスクヘッジのための国際グループ金融税制
	オランダ	企業内金融税制
	オランダ	金融支店税制
	スペイン	バスク・ナバラ コーディネーション・センター
	スイス	管理会社税制
ファンドマネージャー	ギリシア	投資信託／ポートフォリオ投資会社税制
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	ルクセンブルグ	マネジメント会社税制
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
銀行	オーストラリア	オフショア金融税制
	カナダ	国際金融センター
	アイルランド	国際金融サービスセンター
	イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター
	韓国	外国為替に関するオフショア業務税制
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	トルコ	イスタンブール オフショア金融税制
地域統括本部	ベルギー	調整本部税制
	フランス	地域統括本部税制
	ドイツ	地域統括本部税制
	ギリシア	外国会社税制
	オランダ	コスト・プラス・ルーリング
	ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
	スペイン	バスク・ナバラ 地域統括本部
	スイス	管理会社税制
	スイス	サービス会社税制
販売	ベルギー	販売子会社税制
	フランス	物流センター税制
	オランダ	コスト・プラス／リセール・マイナス・ルーリング
	トルコ	トルコ自由貿易地域
サービス	ベルギー	サービス・センター
	オランダ	コスト・プラス・ルーリング
国際海運	カナダ	国際海運税制
	ドイツ	国際海運税制
	ギリシア	国際海運事務所税制
	ギリシア	国際海運税制(27条、75条)
	イタリア	国際海運税制
	オランダ	国際海運税制
	ノルウェー	国際海運税制
	ポルトガル	マデイラ国際海運税制
その他	ベルギー	インフォーマル・キャピタル・ルーリング
	ベルギー	外国販売会社税制
	カナダ	非居住者所有投資法人税制
	オランダ	インフォーマル・キャピタル・ルーリング
	オランダ	外国販売会社税制
	米国	外国販売会社税制(FSC)

出所) OECD(2000)12~14 ページ.

その後、2001年、2004年、2006年には、改善状況に関する報告書が提出されている。2004年報告書および2006年報告書では、認定基準の緩和が行われた結果、ルクセンブルクを除く全ての国が有害税制リストから削除され、タックス・ヘイブンもアンドラ、リヒテンシュタイン、モナコを残すのみとなった¹¹。

OECD 租税委員会の活動は、タックス・ヘイブンの認定基準の検討とそのリスト化から一歩踏み込んで、OECD 加盟国内の有害税制についても指摘した点で一定の評価がなされている。しかし、国際金融センターとして著名なロンドンやニューヨーク、香港、シンガポールを対象から外している点、OECD 加盟国をタックス・ヘイブン認定しなかった点、認定基準の緩和を繰り返してリストを有名無実化させた点など、批判される点も多いため、現在はその意味を喪失している¹²。

第2節 タックス・ヘイブンの機能¹³

タックス・ヘイブンに留保された所得は、本国へ使用料や利子、配当、清算時の余剰金分配などで送付されない限り、課税を繰り延べることができる。タックス・ヘイブンには、低税率や国外源泉所得に対する非課税措置、課税繰り延べなどの税制上の措置に加えて、会社設立、資金調達、外貨管理などの面で有利な制度が存在している。ここでは、第1章の対中直接投資の分析で頻出した代表的なタックス・ヘイブンについて、対中直接投資における機能と特徴を中心にみる。

1. モーリシャス¹⁴

インド洋に浮かぶ島国で、東アジアとヨーロッパの中間にあり、オランダ、フランス、イギリスの植民地支配を経て独立した。人口の約70%をインド系住民が占めるが、中国系住民も約3%あり、古くからチャイナタウンが形成されている。

居住者が設立する企業を Category 1 Global Business Company (GBC1)といい、モーリシャスの会計事務所などから名義を借りれば、非居住者でもモーリシャス税制とモーリシャスの租税条約が適用される。モーリシャス政府統計によると、そのGBC1を通じた直接投資の主要国はアメリカとシンガポールであり、この2カ国で48%を占めている。また、英領ヴァージン諸島、バミューダなどのタックス・ヘイブンからの投資も多い¹⁵。

法人税制については、基本税率は35%であるが、自由貿易地域(EPZ)などの企業は法人税の課税対象外となる。また、1998年7月1日以前に設立されたオフショア法人は税率が0%、それ以降は15%¹⁶で課税される。また、中国との関係については、1994年に租税条約を締結しており、キャピタル・ゲインの免税と配当に対する軽減税率が規定されていることから、中国で得た所得を留保するタックス・シェルターとしての機能が活用されている。また、モーリシャス法人に対するインド政府の優遇措置が多いことから、近年はインドへの投資窓口として機能していると考えられる。

2. ケイマン諸島

カリブ海の島国で、イギリスの王領植民地である。古くからタックス・ヘイブンとして利用されてきた。島内で営利活動を行わない企業は免税会社(Exempted Company)

とされ、長期間一切の課税を免除される。為替管理もなく、わずかな手数料を支払えばケイマン法人として登記することができるため、特定目的会社(SPC)の設立が盛んである。また、間接投資に対する優遇税制も多く、投資信託などの拠点となっている。

3. 英領ヴァージン諸島

カリブ海の島国でイギリス領である。域内に管理支配が有る場合は居住法人とされ課税があるが、管理支配がない場合は非居住法人とされ、域内での事業活動を禁止されるものの課税を免除される。なお、旧米英条約が適用されることから、配当・利子の面で優遇税制が適用されるため、米英の持ち株会社などが拠点として利用することが考えられる。

4. サモア

日付変更線近くに位置し、外国直接投資を積極的に受け入れている。明文規定はなく、各種投資案件について個別に優遇を与えているようである。企業所得税は税率35%で課されるが、外国企業の国外源泉所得に対して所得税が免除されている。

5. 香港¹⁷

香港は中国に近く、またアジアの中継貿易基地・金融センターとなっているため、あらゆる面で事業活動を行う環境が整っている。対中直接投資については、英語と中国語の両方が使用可能である点に優位性があり、中国への投資関連情報も集積しているなど、他のタックス・ヘイブン地域と比べて優れた点をいくつも有している。また、外国為替管理も存在しない。これらのことから、先進国を中心とした外資や中国国民の海外投資の窓口としても機能している。

税制では、国内源泉所得に対して法人は

17.5%、個人は16%で課税され、国外源泉所得は免除される。費用項目の交際費に限度がないため、これを全額損金算入することが可能であり、しかも税務上の欠損金を永久に繰り越すことができる。また、2006年2月11日に相続税が撤廃されている。タバコ・アルコールを除き関税もない。なお、2006年8月21日に、中国との間で二重課税防止協定が改定されており、配当・利子・使用料などでも税率が引き下げられている。

第3節 対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの台頭

対中直接投資における「OECD タックス・ヘイブン」の役割を明確にするため、香港との比較を中心に、その確認を行う。まず、投資状況の2000～2005年の期間平均についてみる。表2-3、「OECDタックス・ヘイブン」が契約件数に占める割合は8.7%であるが、表2-4から実行ベース投資額は18.7%であり、契約件数に比して倍以上のシェアとなっている。また、表2-5から、実行ベースの1件当たり投資額は245.8万ドルであり、「OECDリスト」は世界平均を大きく上回っている。一方、香港について見てみると、契約件数・投資金額ともに約3割のシェアがあるものの、1件当たり投資額は157.3万ドルと低い水準であった。「OECD タックス・ヘイブン」からの対中直接投資は投資規模が大きい、香港については、件数は多いものの投資規模は比較的小さい。

次に、登記状況についても同様にみてみる。表2-6、表2-7、表2-8はそれぞれ総登記社数、登録資本金総額、1社当たり登録資本金額であるが、投資状況と良く似た傾向が現れている。「OECD タックス・ヘイブン」が総登記社数に占める割合は4.8%に過ぎないが、登録資本金

総額では 11.1%となっており、1 件当り登録資本金額では 434.8 万ドルと世界平均 283.7 万ドルを大きく上回っている。また、香港についてみると、そのシェアは登記社数が 42.2%、登録資本金額は 42.5%とシェアは大きいものの、1 社当り登録資本金額は 286.5 万ドルと世界平均と同水準であった。「OECD 有害税制」は香港よりも登記社数・登録資本金額のシェアは小さいものの、1 社当り登録資本金額は常に世界平均を上回っている。これらの表から、「OECD タックス・ヘイブン」からの対中直接投資は、登記社数は少ないものの企業規模が大きく、「OECD 有害税制」においても、同様の傾向を指摘できる。香港については、登記社数は多いものの企業規模は比較的小さい。香港集中という状況から転換し、タックス・ヘイブンへの分散傾向が見られる。

最後に、OECD 租税委員会の報告書と中国政府の対外開放政策の進展が、「OECD リスト」国・地域からの対中直接投資に影響を及ぼしたかについて、確認しておく。図 2-9 は「OECD リスト」の対中直接投資の契約ベースおよび実行ベース投資額の推移である。また、表 2-10 は OECD 租税委員会のタックス・ヘイ

ブン関連の政策変化と、中国政府の対外開放政策の進展について、その歴史的経過をまとめたものである。これらの図表から、2001 年は「OECD リスト」国・地域からの対中直接投資が落ち込んだことがわかる。とくに、「OECD タックス・ヘイブン」しかし、表 1-1 で確認したとおり、2001 年の対中直接投資は増えており、「OECD リスト」国・地域が停滞したことがわかる。これは、OECD による名指しでの指定が、先進国を中心としたタックス・ヘイブン対策税制の適用を促進すると予想されたため、タックス・ヘイブンの利用が差し控えられた可能性がある。その後は「OECD タックス・ヘイブン」からの対中直接投資は増加基調が鮮明になっている。この間、「OECD リスト」から多くの国・地域が除外されており、タックス・ヘイブン対策税制のリスクが軽減され、また中国の WTO 加盟も増加基調を形成した。2004 年以降の「OECD 有害税制」の低下は、これらの国・地域が西欧の先進国が中心であり、これらの国・地域も「OECD タックス・ヘイブン」利用へシフトしている可能性を指摘できる。なお、2002 年以降は、中国側の投資制限項目の緩和が実施され、外資の進出可能な分野が増えている。

表 2-3 総契約件数に占める割合 (単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	期間平均
OECD リスト	38.2	37.6	37.9	38.8	39.9	40.8	37.6	38.7
内 有害税制	31.1	28.6	28.8	30.2	30.4	31.6	27.1	29.7
内 タックス・ヘイブン	7.1	9.0	9.0	8.6	9.5	9.2	10.5	9.0
香港	32.2	30.6	31.7	33.2	33.7	33.7	37.4	33.2

出所) 中国対外経済統計年鑑, 中国貿易外経済統計年鑑各年版より作成

表 2-4 実行ベース総投資額に占める割合 (単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	期間平均
OECD リスト	38.3	37.3	40.5	40.9	43.2	45.1	46.6	41.7
内 有害税制	22.6	24.4	22.8	24.5	24.8	22.3	19.4	23.0
内 タックス・ヘイブン	15.7	12.9	17.7	16.4	18.4	22.8	27.1	18.7
香港	35.7	38.1	33.9	33.1	31.3	29.8	32.1	33.4

出所) 表 2-3 に同じ

表 2-5 1 件当り投資額 (実行ベース, 単位: 万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	期間平均
OECD リスト	312.8	168.5	208.0	204.2	236.1	154.4	181.6	209.4
内 有害税制	229.9	205.2	180.8	172.9	169.6	121.0	124.6	172.0
内 タックス・ヘイブン	416.3	131.9	238.1	232.7	289.8	182.5	229.5	245.8
香港	232.2	193.6	164.7	129.8	129.1	121.0	130.6	157.3
世界期間平均	209.8	155.8	154.3	130.2	138.9	137.1	152.0	154.0

出所) 表 2-3 に同じ

表 2-6 総登記社数に占める割合 (単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	期間平均
OECD リスト	21.3	23.9	26.2	28.2	28.9	30.4	31.3	27.2
内 有害税制	19.2	20.6	21.7	23.0	23.5	24.3	24.3	22.4
内 タックス・ヘイブン	2.1	3.3	4.5	5.2	5.5	6.2	7.1	4.8
香港	49.3	45.8	43.3	41.1	39.5	38.4	38.1	42.2

出所) 表 2-3 に同じ

表 2-7 登録資本金総額に占める割合 (単位:%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	期間平均
OECD リスト	26.3	28.5	29.9	31.8	31.0	34.8	35.9	31.2
内 有害税制	20.3	20.5	19.8	20.6	18.9	20.5	19.6	20.0
内 タックス・ヘイブン	6.0	8.0	10.1	11.2	12.1	14.3	16.3	11.1
香港	48.1	45.4	42.9	42.0	40.6	39.0	39.4	42.5

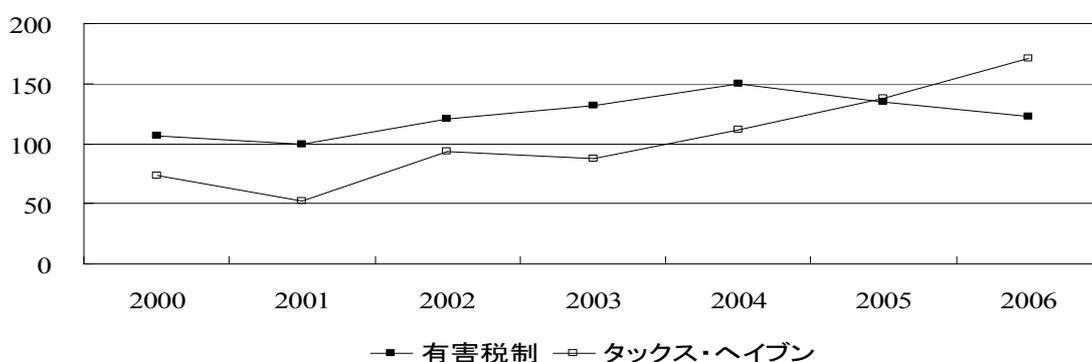
出所) 表 2-3 に同じ

表 2-8 1 社当り登録資本金額 (単位:万ドル)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	期間平均
OECD リスト	352.8	356.2	364.6	357.6	380.5	415.4	424.1	378.7
内 有害税制	298.4	307.8	327.1	333.7	300.9	326.4	332.1	318.0
内 タックス・ヘイブン	436.4	416.6	414.6	381.6	434.4	475.7	484.5	434.8
香港	232.7	247.8	262.8	281.0	308.4	316.7	355.8	286.5
世界期間平均	238.2	250.0	265.4	275.1	300.7	312.3	344.3	283.7

出所)表 2-3 に同じ

図 2-9 「OECD リスト」国・地域の実行ベース対中直接投資の推移 (単位:億ドル)



出所)表 2-3 に同じ

表 2-10 OECD 租税委員会のタックス・ヘイブン政策の変遷と中国の対外開放

年	内容
1998 年	OECD 報告書"Harmful Tax Competitions" タックス・ヘイブン, 有害税制認定基準の公表
2000 年	OECD タックス・ヘイブン, 有害税制リスト公表
2001 年 11 月	OECD 報告書アップデート: 対象国に改善要求, モニタリング体制の構築
2001 年 12 月	中国 WTO 加盟
2002 年 2 月	「外国投資方向指導規定」公布
2002 年 3 月	「外国投資産業指導目録」改定: 投資範囲の拡大 (奨励類 186→226、制限類 112→75)
2004 年 2 月	OECD 報告書アップデート: 有害税制リスト対象国・地域が 0 に
2004 年 4 月	「対外貿易法」改正: 対外貿易権が審査制から届出制に
	「商業領域管理規則」制定: 商業領域への進出が可能に
2004 年 11 月	「外商投資の投資性公司設立に関する規定」改正 傘型企業設立条件, 業務範囲の緩和
2006 年	OECD 報告書アップデート: タックス・ヘイブンリスト対象が 3 カ国・地域に

出所) OECD(2006), 近藤(2006)より作成

第3章 対中直接投資の構造変化

これまでの分析から、対中直接投資がタックス・ヘイブンを經由するようになっており、その特徴として、タックス・ヘイブン経由は投資規模が大きくなる傾向にあることがわかった。また、香港については、その投資規模が比較的小さい点も指摘した。本章では、タックス・ヘイブンを經由する状況について、主としてタックス・プランニングの視点から、そのスキームとこれを選択する理由を明らかにする。また、中国政府が2008年1月に施行した新所得税制にタックス・ヘイブン対策税制が導入された点について、その仕組みと問題点を指摘する。

第1節 利益獲得とタックス・プランニング

企業が外国直接投資を行う目的は、これを通じた永続的な利益の獲得であり、その決定にはコスト、ロジスティックス、市場などの要素が考慮される。それらの事業活動を通じて得られた利益に対して税が課されており、この負担を世界規模で最小化することを目的としたタックス・プランニングが実行されている。タックス・プランニングとは、経済合理性からみれば不自然ながらも、世界中の税法や条約を合法的に利用して税負担の軽減を図るとともに、様々な課税に関係するリスクを回避しつつ税引き後利益を最大化する納税者の税務戦略のことであり、会計事務所や企業の経理部門が中心となって計画・実施される。一般的には、直接投資計画においてまずその直接投資による利益創出があり、これを受けてタックス・プランニングが行われていた。しかし、情報化とグローバル化の進展によって利用が容易になったタックス・ヘイブンが、直接投資の計画段階から組み込まれるようになっており、直接投資との連動性が高まっている。対中直接投資におけ

るタックス・ヘイブンの台頭は、このような背景の下で展開されている。

一部のタックス・ヘイブンは、税制上のメリットを備えるだけでなく、企業設立が簡易であったり、守秘義務に優れていたり、情報や資金が集まる集積地となっているなど、情報収集や資金運用の拠点として世界的に利用されている。これに該当するのが、ケイマン諸島・英領ヴァージン諸島などの一部のタックス・ヘイブンや、ロンドン・シティー、ニューヨーク、香港、シンガポールなどの一部の金融センターである。また、租税条約を積極的に締結し、直接投資の受け入れ窓口として機能する、香港、モリシャス、オランダなどの国・地域も存在している。これを対中直接投資に利用したタックス・プランニングを示したものが図3-1である。

進出先での継続的な利益の創出とその支配が目的である直接投資は、一般的には直接進出先に投資する。しかし、タックス・プランニングを導入した投資スキームでは、投資者は間にタックス・ヘイブンを介在させる。そのメリットは、中国での課税の回避、居住国での課税の繰り延べと、タックス・ヘイブンを通じた世界を自由に移動できる資金の獲得である。このスキームを利用すれば、対中直接投資から得た利益をできるだけ多くタックス・ヘイブンにプールすることで、中国での課税対象所得を減少させるとともに、課税の繰り延べを受けることができ、他のタックス・ヘイブンを利用した自由な資金移動が可能となる。タックス・ヘイブンにプールされた利益を居住国に持ち込む際には、租税条約の締結国を經由させる。租税条約には配当・利子に対する軽減税率が設けられることが一般的であり、各国の租税条約を組み合わせて利用することで負担を軽減できる。「条約漁り」と呼ばれる手法である。中国はモ

ーリシヤスなど一部の「OECD タックス・ヘイブン」と租税条約を締結しており、これらの国が利用されることになる。また、タックス・ヘイブンに個人の居住地や法人登記を移すことができるならば、配当や利子に対する課税も回避できる。無論、各国は居住者のタックス・ヘイブンに留保する利益に対してタックス・ヘイブン対策税制の適用を試みるが、適用除外される基準も多く、その基準を満たすことでこのスキームを利用する価値はさらに高まる。

対中直接投資を行う外国居住者にとって、2008年以降はこのスキームの重要性がさらに増すと考えられる。2007年末までは中国自体がタックス・ヘイブンの性格を帯びており、税負担が低かったため、税負担の面でタックス・ヘイブンを利用する必要性は高くなかったが、2008年の新企業所得税の導入とともに優遇税制がほぼ撤廃されており、中国での税負担が増す可能性が高まっている。そのため、利益配置と税負担を考慮に入れた対中直接投資からの利益回収スキーム、タックス・プランニングが重要となっている。ただし、新企業所得税には、居住者が税率12.5%以下の国・地域で得た利益を中国の課税対象所得に合算するタックス・ヘイブン対策税制が導入されており、これを考慮に入れたタックス・ヘイブンの利用が検討されることになる。

第2節 対中直接投資の新たな要素

これまで、図3-1に示したようなタックス・プランニングは主として香港を経由していたが、新たな経路地として、ケイマン諸島・英領ヴァージン諸島・モーリシヤス・サモアなどが台頭している。これら国・地域の1件当たり投資額は極めて大きく、香港や台湾からの直接投資の数倍規模になるなど、第2章第3節で確認した対

中直接投資の来源の分散傾向が見られる。また、対中直接投資の目的に、これまでの生産コスト低減や市場獲得に加え、図3-1のスキームを利用した世界規模での課税繰り延べや自由資金の獲得も考慮されるようになっている。

これまで、対中直接投資におけるタックス・ヘイブンの地位の向上を明らかにしてきたが、そのタックス・ヘイブンを利用しているのは誰であろうか。この点について、明確な答えを用意することは非常に難しいが、その一端について、推し量ることができる統計資料を中国商務省が公表している。表3-2は自由港(英領ヴァージン諸島・ケイマン諸島・サモア・モーリシヤス)を利用する企業を居住地別に分類し¹⁸、その件数と実行ベース投資額についてまとめたものである。2005年の自由港からの対中直接投資3,557件のうち、1,297件が香港の居住者によって自由港に設立された法人や組織を通じて中国へ投資されている。2005年、香港と台湾¹⁹は33.7%と同水準であり、この2地域で全体の67.4%を占めていたが、2006年には香港が56.0%と過半数以上を占めるようになり、台湾に続き欧米先進諸国にも利用が広がっているなど、香港への集中と台湾以外の利用増加が見られる。日本や韓国の利用はあまり活発ではない。

自由港の利用の過半を占める香港についても、その直接投資の状況を確認しておく。表3-3は、対香港直接投資の年間フロー、および期末残高を国・地域別にまとめたものである。会社清算や資本の引き揚げなどでマイナスが計上されるが、年間フローについては突発的な影響を大きく受けることがあり、規模を見るには困難な面があることから、年末ストックを中心に見ていく。2006年の対香港直接投資は、英領ヴァージン諸島・バミューダ・ケイマン諸島が

41.7%、中国が 35.1%であり、日本・台湾などはいずれも小規模であった。また、表 3-4 は香港の対外直接投資であるが、英領ヴァージン諸島・バミューダ・ケイマン諸島が 50.3%、中国が 40.2%を占めている。

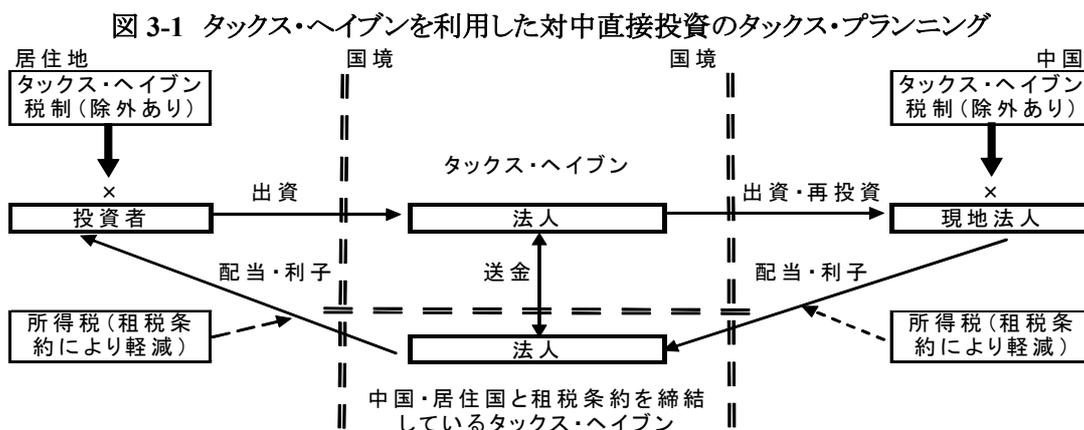
図 3-1 のスキームから、対中直接投資を行うために香港を利用するということは十分考えられる。どれほどの割合でなされているのかを正確に把握することは非常に難しいが、少なくともタックス・ヘイブんと香港の間での資金移動が非常に活発である点、台湾など従来から指摘されていた特定の国・地域が香港を独占して使用しているという状況は、2005 年以降のデータを見る限りではないという点は、指摘可能であろう。また、中国国内から香港への直接投資が全体の約 3 割強を占めており、表 3-4 からも香港からの対中直接投資も約 4 割を占めるなど、中国と香港の間の直接投資、いわゆるラウンド・トリップも多いと見られる²⁰。これは、「走去出」と呼ばれる中国企業による海外進出や、富裕な中国居住者による香港を通じた資金運用・資産移転が増えている可能性を示しており、この点についても注意が必要である²¹。

第 3 節 優遇税制と所得税改革

中国は現在、租税条約を 88 カ国と締結しているが、そのうち「OECD タックス・ヘイブン」はマルタ、モーリシャス、セイシェル、バルバドス、バーレーンの 5 カ国である²²。租税条約では、二重課税の排除や配当・利子などの優遇税率、相互協議などの手続きが定められており、租税条約がない場合と比べて非常に有利な条件で保護されている。

また、直接投資促進のための税制上の措置はこれまで豊富であった。しかし、対象となる地域・期間・業種に制限があるものが多く、WTO 加盟以降は縮小傾向にあり、とくに 2008 年に新企業所得税の施行にともないほとんどの優遇税制が撤廃された。そのため、中国での税負担は増える可能性が高く、タックス・プランニングの重要性が高まっている。

新企業所得税は、国内企業を対象とした企業所得税と外国企業を対象とした外国企業・外商投資企業所得税が統合されたものであり、優遇税制の廃止や税率の 25%への統一など、内外の税制上の格差撤廃が柱となっている。また、一定税率の国・地域の居住者である関係会社の利益を中国居住者の利益に合算して課税するタックス・ヘイブン対策税制²³が新たに導入された。これにより、タックス・ヘイブンを迂回することで中国での課税を逃れていた利益については、中国の課税対象となる可能性が高まっている。ただし抜け道も多く、税率が中国の半分以上、すなわち 12.5%以上であれば適用を免れたり、支配関係を調整できれば、その適用を免れることができる。そのため、(図 3-1)のようなタックス・プランニングを利用した対中直接投資は、利用のニーズは高まるが、そのリスクについては中国の税務当局のタックス・ヘイブン対策税制の運用次第であり、税率が 18%のシンガポールや 17.5%の香港、15%のモーリシャスに集中したり、12.5%ぎりぎりの税制を有する国・地域が見出される可能性がある。



出所) 筆者作成

表 3-2 自由港経由の対中直接投資の来源 (フロー, 実行ベース, 単位: 件, %, 万ドル)

	2005				2006			
	件数	シェア	実行額	シェア	件数	シェア	実行額	シェア
香港	1,297	36.5	419,200	33.7	2,298	56.0	890,700	56.0
台湾	1,517	42.6	419,200	33.7	1,026	25.0	393,400	24.7
米国	255	7.2	72,100	5.8	349	8.5	135,400	8.5
EU	75	2.1	5,300	0.4	243	5.9	94,100	5.9
韓国	6	0.2	3,600	0.3	21	0.5	8,300	0.5
日本	12	0.3	1,200	0.1	11	0.3	4,500	0.3
その他	395	11.1	323,000	26.0	158	3.8	64,900	4.1
合計	3,557	100.0	1,243,600	100.0	4,106	100.0	1,591,300	100.0

注) 自由港とは、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、サモア、モーリシャス(2006年のみ)。

出所) 中国商務部外国投資管理司(2007)99 ページより作成

表 3-3 対香港直接投資 (単位:億香港ドル, %)

	フロー				年末ストック			
	2005		2006		2005		2006	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
中国	729	27.9%	1,087	31.1%	12,719	31.4%	20,243	35.1%
ヴァージン(英)	470	18.0%	788	22.5%	12,707	31.3%	19,506	33.8%
オランダ	170	6.5%	281	8.0%	3,271	8.1%	3,909	6.8%
バミューダ	360	13.8%	238	6.8%	2,715	6.7%	3,501	6.1%
アメリカ	-297	-11.4%	513	14.7%	2,058	5.1%	2,779	4.8%
日本	141	5.4%	180	5.1%	1,317	3.2%	1,514	2.6%
イギリス	137	5.2%	154	4.4%	885	2.2%	1,056	1.8%
ケイマン(英)	120	4.6%	184	5.3%	667	1.6%	1,013	1.8%
シンガポール	110	4.2%	81	2.3%	843	2.1%	852	1.5%
台湾	35	1.3%	87	2.5%	300	0.7%	337	0.6%
その他	640	24.5%	-94	-2.7%	3,080	7.6%	3,009	5.2%
総計	2,615	100.0%	3,500	100.0%	40,563	100.0%	57,719	100.0%

出所) 香港経済年鑑および香港特別行政区政府統計処ホームページより作成

表 3-4 香港の対外直接投資 (単位:億香港ドル, %)

	フロー				年末ストック			
	2005		2006		2005		2006	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
ヴァージン(英)	181	8.6%	780	22.3%	16,093	44.0%	24,676	46.9%
中国	1,303	61.6%	1,666	47.7%	14,774	40.4%	21,172	40.2%
バミューダ	125	5.9%	-50	-1.4%	1,261	3.5%	1,378	2.6%
イギリス	49	2.3%	-2	-0.1%	596	1.6%	621	1.2%
日本	-92	-4.3%	347	9.9%	297	0.8%	608	1.2%
ケイマン(英)	148	7.0%	79	2.3%	251	0.7%	411	0.8%
インド	8	0.4%	289	8.3%	67	0.2%	371	0.7%
タイ	26	1.2%	64	1.8%	230	0.6%	347	0.7%
シンガポール	60	2.8%	21	0.6%	400	1.1%	331	0.6%
アメリカ	9	0.4%	31	0.9%	263	0.7%	291	0.6%
その他	298	14.1%	268	7.7%	2,307	6.3%	2,438	4.6%
総計	2,115	100.0%	3,494	100.0%	36,539	100.0%	52,645	100.0%

出所) 表 3-3 に同じ

おわりに

本稿では、対中直接投資に関する国・地域別統計を中心に、WTO加盟後の対中直接投資の状況についてみてきた。対中直接投資において、「OECD タックス・ヘイブン」の存在感が非常に大きくなっていることが明らかとなった。WTO加盟によって中国への投資規制が緩和され、またOECDのタックス・ヘイブン政策が緩和されるにともない、タックス・ヘイブンを經由するインセンティブが高まった結果、これまで香港に集中していた対中直接投資が分散化し、とくに大規模な投資は、ケイマン諸島・英領ヴァージン諸島・サモア・モーリシャスなどの著名なタックス・ヘイブンを利用するようになった。また、対中直接投資の目的に変化が生じている。これまでは、安価な労働力の継続的供給を背景とした生産コストの低減や、個人所得が急増している中国での市場獲得を狙ったものが主であり、中国の優遇税制が豊富であったこともあって十分な利益を得ることができたが、労働コストの上昇や市場競争の激化を背景に、タックス・プランニングを導入して税務コストを最低限まで引き下げたため、タックス・ヘイブンを積極的に活用しだしている。しかし、2008年1月の新企業所得税の導入にともなう外資優遇政策の撤廃とタックス・ヘイブン対策税制の導入によって、今後はタックス・ヘイブンの峻別が行われるであろう。とくに、シンガポール・香港・モーリシャスなど、タックス・ヘイブン対策税制をクリアする国・地域へのシフトが引き起こす。この点については、継続して観察する必要がある。

また、タックス・ヘイブン対策税制の導入は、外国人だけではなく中国居住者にも影響を及ぼす。とくに、中国国内に外資として戻ってくるラウンド・トリップの動向に影響を与えると考え

られる。中国国内の投資者は、これまでも資産運用を香港などのタックス・ヘイブンで行っており、成長率が高く、彼らにとって比較的情報入手が容易である中国国内を投資先に選択することで、経済成長の恩恵を最前列で受けてきた。しかし、新企業所得税の施行にともなう課税リスクの高まりから、中国国内への還流を抑制したり、タックス・ヘイブン対策税制の適用対象とならないタックス・ヘイブンへのシフトなど、対策を講じなければならなくなっている。

これらの投資者の行動は、中国の課税ベースを国外に流出させており、所得格差という問題を抱える中国政府にとって問題とすべき行動であり、何らかのルール作りが必要である。タックス・ヘイブン対策税制の個人への適用拡大などは、検討されるべき課題であろう。税による所得格差対策、とくに個人への課税問題についても、今後の研究課題としたい。

注

¹ 本稿でいう「対中直接投資」は、中国国家統計局の「外商直接投資」と同一の概念を採用している。中国国家統計局では、「華僑、および台湾・香港・マカオを含む中国国外で設立された企業が、中国法に基づき現金・現物・技術等を用いて中国国内で設立する外商独資企業(100%外国資本)、中外合資経営企業(合弁企業)、中外合作経営企業(合作企業)あるいは資源の共同開発の投資(再投資含む)、政府部門が承認した国内企業の投資額の範囲内で外国から借入れる資金」と規定している。中国国家統計局はこれを「Foreign Direct Investments」としている。なお、金融は含まない。中国統計年鑑2007年版757ページ参照。

² 加藤, 上原(2004)220-221 ページ, および大橋(2003)135-138 ページ。

³ タックス・ヘイブンとは、一般的には租税回避地を指す。香港やシンガポールなどは広くタックス・ヘイブンとみなされているが、中国の様々な軽課税措置を指してタックス・ヘイブンであるということはない。これは、その国・地域への投資が、生産活動などの実体を持つかどうかで区分することが多いためである。本稿では、一

一般的な「タックス・ヘイブン」の概念を採用しているが、OECDが2000年に公表した報告書に掲載された国・地域についてはとくに

「OECD2000年認定タックス・ヘイブン」と表記し、一般的な「タックス・ヘイブン」より狭い概念として主として統計処理の際に用いている。OECDの2000年報告書については第2章第1節参照。

- ⁴ OECD(2005)は、*"Official figures show almost half as coming from Hong Kong, China or tax heaven."*と指摘している。OECD(2005)36ページ参照。
- ⁵ 企業登記の際に提出される『外商投資企業設立申請書』に記載の総投資額の合計で国家工商行政管理総局が集計を行っている。会社法では、総投資額のうち、その規模に応じて33~70%を登録資本金額とするよう規定されている。また、登録資本金額のうち実際に払い込まれた部分を集計したものが実行ベース投資金額となる。払い込みには期間が設けられている。
- ⁶ 中国貿易外経統計年鑑2007年版797ページ参照。
- ⁷ 外国籍の企業が中国へ直接投資を行う場合、中国商務省などの関係各省庁に申請書を提出して審査を受けるが、その際に出資者の居住地、総投資金額、登録資本金額などの記載が求められる。
- ⁸ 日本は平成4年の租税特別措置法の改正で客観的基準方式が導入されている。実効税率が25%以下の場合で、いくつかの条件を満たせばタックス・ヘイブンとみなされ、親会社の課税対象所得に合算される。このため、香港・シンガポールや、新企業所得税が施行された中国は、日本のタックス・ヘイブン対策税制の対象となる可能性がある。本庄(2004)473ページ参照。
- ⁹ OECD(1998)23ページ。
- ¹⁰ OECD(1998)27ページ。
- ¹¹ OECE(2004)7-10ページ、OECD(2006)5-6ページ。OECD2007年8月7日ニュースリリース(http://www.oecd.org/document/13/0,3343,en_2649_33745_39095565_1_1_1_1,00.html)参照。
- ¹² クリスチアン・シヤヴァニュー、ロナン・バラン、杉村昌昭訳(2007)は、アメリカの政権交代による政策転換、OECD加盟国の政府や企業がタックス・ヘイブンの主要な利用者である点から、OECD租税委員会におけるタックス・ヘイブン対策をトーンダウンさせた点を指摘している。
- ¹³ 多くのタックス・ヘイブンに関する情報は入手困難であるため、断片的な情報を集約している。クリスチアン・ヴァニー、ロナン・バラン(2007)、本庄(2004)、近藤(2006)、トーマツ(2004)ほか、各国・地域政府サイトを参照した。
- ¹⁴ Price Water House Coopers(2002)176-178ページ、アーサーアンダーセン(2000)349-361ページ参照。
- ¹⁵ モーリシャス政府統計(<http://www.investmauritius.com/Detail.aspx?PageId=5>)参照。

¹⁶ モーリシャスで登記された企業の国外源泉所得について、これを証明する書類がなくても90%を控除できる規定があるため、実質1.5%まで軽減される

¹⁷ 税理士法人トーマツ(2007)212ページ参照。

¹⁸ 中国貿易外経統計年鑑2007年版797ページ、および監査法人トーマツ(2004)125ページ。対中直接投資を行う際に投資者は中国商務部に登記を行うが、その際に提出する「外国投資企業登記申請書」に、投資者の登記国・住所・国籍などを記載するよう定められている。これを集計したものであると考えられる。

¹⁹ 加藤弘之・上原一慶(2004)、範(2004)では、タックス・ヘイブンを経由した投資は、そのほとんど全てが台湾資本によるものであるとしている。しかし、中国商務部の統計が存在する2005年、2006年に限って言えば、そうとはいえない。この傾向が2004年以前にも見られたのか、それとも2005年以降の台湾の対中直接投資に変化が生じたのかについては、さらに検証が必要である。

²⁰ 非常に荒い推計になるが、ラウンド・トリップに関わる数値をいくつか示しておく。2006年の統計では、対香港直接投資の中国シェアが31.1%、香港の対外直接投資フローの中国シェアが47.7%であることから、14.8%(518.1億香港ドル)は香港を経由した中国資本のラウンド・トリップの可能性もある。また、自由港の香港シェアが56.0%であったことから、17.4%(27.7億ドル)は自由港を経由した中国資本のラウンド・トリップの可能性もある。無論、中継地では様々な国・地域から資金が流入し混じりあっており、これを正確に分類することは困難であることから、この数値が正しいのかどうかを検証するすべはない。

²¹ 本稿は、主として対中直接投資を分析対象としており、中国による対外直接投資については、今回は分析を行っていない。中国の対外直接投資は急増しており、2006年末の累計で750.3億ドルとなっている。また、このうち香港422.7億ドル、ケイマン諸島142.1億ドル、英領ヴァージン諸島47.5億ドルと3地域で81.6%を占めている。また、フローで見ると、2006年は全体で176.3億ドル、うち香港69.3億ドル、ケイマン諸島78.3億ドル、英領ヴァージン諸島5.4億ドルと86.8%を占めている。中国統計年鑑2007年版49ページ。

²² 中国の租税条約締結国・地域は締結順に、日本、米国、フランス、イギリス、ベルギー、ドイツ、マレーシア、ノルウェー、デンマーク、フィンランド、カナダ、スウェーデン、ニュージーランド、タイ、イタリア、オランダ、旧チェコスロバキア、ポーランド、オーストラリア、ブルガリア、パキスタン、クウェート、スイス、キ

プロス, スペイン, ルーマニア, オーストリア, ブラジル, モンゴル, ハンガリー, マルタ, アラブ首長国連邦, ルクセンブルク, 韓国, ロシア, パプアニューギニア, インド, モーリシャス, クロアチア, ベラルーシ, スロベニア, イスラエル, ベトナム, トルコ, ウクライナ, アルメニア, ジャマイカ, アイスランド, リトアニア, ラトビア, ウズベキスタン, バングラディッシュ, 旧ユーゴスラビア, スーダン, マケドニア, エジプト, ポルトガル, エストニア, ラオス, セイシェル, フィリピン, アイルランド, 南アフリカ, バルバドス, モルドバ, キューバ, ベネズエラ, カザフスタン, インドネシア, オマーン, チュニジア, イラン, バーレーン, ギリシャ, キルギスタン, モロッコ, スリランカ, トリニダード・トバゴ, マカオ, アルバニア, ブルネイ, アゼルバイジャン, グルジア, メキシコ, サウジアラビア, 香港, アルジェリア, シンガポールの 88 カ国・地域である。中国国家税務総局

(<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n481009/index.html>)参照。なお、日本の租税条約締結国は 2007 年 11 月現在 56 カ国・地域である。日中租税条約は香港・マカオ・台湾には効力が及ばない。財務省

(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/182.htm>)。

- ²³ 2007 年 12 月 12 日に公表された企業所得税法実施条例では、中国の企業所得税率である 25% の 50% (12.5%) 以下をタックス・ヘイブンと規定し、10% 以上の持分がある場合は中国側の所得としてみなして収入に算入する。企業所得税法第 45 条および企業所得税法実施条例第 116-118 条に規定されている。

参考文献

(日本語)

- アーサー・アンダーセン(2000)『アジア・太平洋の税務ガイド』東洋経済新報社
 荒木一郎・西忠雄訳(2003)『全訳 中国 WTO 加盟文書』蒼蒼社
 大河原健(2007)『国際税務プランニングの実行アプローチ』中央経済社
 大橋英夫(2003)『シリーズ現代中国経済 5 経済の国際化』名古屋大学出版会
 筧武雄編(2004)『改訂増補版中国投資・会社設立ガイドブック』(株)パワートレーディング
 加藤弘之, 上原一慶編(2004)『中国経済論』ミネルヴァ書房
 監査法人トーマツ(2007)『中国の税制と投資』京都産業大学 ORC 中国経済プロジェクト(2006)『中国経済の市場化・グローバル化』晃洋書房
 クリスチアン・シャヴァニユー, ロナン・バラン, 杉村昌昭

- 訳(2007)『タックスヘイブン』作品社
 小島麗逸編(1989)『中国経済統計・経済法解説』アジア経済研究所
 近藤義雄(2005)『中国の企業所得税と会計実務』中央経済社
 近藤義雄(2006)『中国現地法人の経営・会計・税務』中央経済社
 財団法人交流協会編(2007)『台湾の経済 DATA BOOK 2006』財団法人交流協会
 財団法人日中経済協会編(2007)『中国経済データハンドブック 2007 年版』財団法人日中経済協会
 JETRO 対日投資部(2005)『諸外国における対内直接投資促進のための施策調査 調査報告書【中国編】—中央政府／華東地域 5 都市—』篠原三代平(2003)『中国経済の巨大化と香港』勁草書房
 白石常介(2007)『台湾の投資・会計・税務』税務経理協会
 税理士法人トーマツ(2007)『アジア諸国の税法第 5 版』中央経済社
 関下稔・板木雅彦・中川涼司編著(2006)『サービス多国籍企業とアジア経済』ナカニシヤ出版
 高橋五郎編著(2007)『現代中国学の構築に向けて』第 1 回配本 『海外進出する中国経済』日本評論社
 田中修(2007)『検証現代中国の経済政策決定』日本経済新聞社
 中国商務部編・松岡榮志・牧野文夫・劉徳強監訳(2004)『中華人民共和国対外経済貿易法令集第 3 分冊』スパイラル出版
 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム(2002)『中国の WTO 加盟』蒼蒼社
 中村正編(1993)『日英中経済貿易用語大辞典』東方書店
 中村雅秀(1995)『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社
 日僑通社出版(2004)『日文化台湾経済総覧 2004～5 年版』日僑通社出版
 日中経済協会(2007)『中国投資ハンドブック 2007/2008』日中経済協会
 日本機械輸出組合(2007)『ベトナム・中国の税制に関する最近の動向とわが国の国際課税制度をめぐる課題と問題点』
 範建亭(2004)『中国の産業発展と国際分業』風行社
 深尾光洋編著(2006)『中国経済のマクロ分析・高成長は持続可能か』日本経済新聞社
 本庄資(2004)『国際的脱税・租税回避防止策』大蔵財務協会
 増田耕太郎(2007)『中国の対中国輸入と香港の中国向け再輸出との関係』『季刊国際貿易と投資』68 号, 財団法人国際貿易投資研究所
 皆川芳輝(1993)『多国籍企業の租税戦略』名古屋大学出版会
 S. ハイマー, 宮崎義一編訳(1981)『多国籍企業論』岩

波書店

山本泰子・野田容助編(1997)『香港・台湾・中国の貿易構造と香港の再輸出貿易統計』アジア経済研究所

渡辺利夫(2006)『開発経済学入門』東洋経済新報社

(英語)

OECD (2005), “OECD Economic Surveys CHINA2005”

OECD (1998), “HARMFUL TAX COMPETITION; An Emerging Global Issue”

OECD (2000), “Towards Global Tax Co-operation; Progress in Identifying and Eliminating Harmful Tax Practices”

OECD (2001), “THE OECD’S PROJECT ON HARMFUL TAX PRACTICES; THE 2001 PROGRESS REPORT”

OECD (2004), “THE OECD’S PROJECT ON HARMFUL TAX PRACTICES; THE 2004 PROGRESS REPORT”

OECD (2006), “THE OECD’S PROJECT ON HARMFUL TAX PRACTICES; 2006 UPDATE ON PROGRESS IN MEMBER COUNTRIES, 2006”

Price Water House Coopers (2002), “Doing Business and Investing in Mauritius”

(中国語)

劉佐(2006)『中国税制概覧』中国財政経済出版社

陳湛頤・楊詠賢(2004)『香港日本關係年表』香港教育圖書公司

中国商務部国際貿易經濟合作研究院編(2005)『中国對外經濟貿易白皮書 2004』中信出版社

中国商務部外国投資管理司(2007)『2007 中国外商投資報告』(年鑑など)

国務院發展研究中心主編『中国經濟年鑑』

華人經濟年鑑編纂委員會編『華人經濟年鑑』

經濟導報社編『香港經濟年鑑』

世界華商經濟年鑑編輯委員會編『世界華商經濟年鑑』世界華商經濟年鑑雜誌社

中華民國行政院主計處編『中華民國統計年鑑』

香港特別行政區政府統計處編『香港統計年刊』

中国国家統計局編『中国統計年鑑』

中国国家統計局貿易外經統計司編『中国貿易外經統計年鑑』

中国国家統計局貿易外經統計司編『中国對外經濟統計年鑑』

中国經濟貿易年鑑編輯委員會編『中国經濟貿易年鑑』

中国稅務年鑑編集委員會編『中国稅務年鑑』